

2号認定、3号認定及び新2号認定の児童に対する暴風雨や大地震発生時等における保育所、認定こども園及び幼稚園の対応要領

1 対象となる防災気象情報

この要領において、対象の防災気象情報（以下「対象防災気象情報」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警戒レベル5相当の情報に当たる特別警報

レベル5大雨特別警報及びレベル5土砂災害特別警報

(2) 警戒レベル4相当の情報に当たる危険警報

レベル4大雨危険警報及びレベル4土砂災害危険警報

(3) 警戒レベル3相当の情報に当たる警報

レベル3土砂災害警報

(4) その他の防災気象情報

ア 暴風特別警報、大雪特別警報及び暴風雪特別警報

イ 大雪警報及び暴風雪警報

※ 雷注意報については、必ずしも対応を要する防災気象情報ではないが、児童の安全確保の観点から、注意すべき事項として取り扱う。

2 香芝市に対象防災気象情報が発表された場合等

(1) 登所（園）時刻前に発表された場合

ア 7時00分に対象防災気象情報が発表されている場合

- ・ 児童の登所（園）は見合わせ、自宅で待機させる。

イ 8時00分までに対象防災気象情報が解除された場合 ★

- ・ 10時00分をめぐりに児童を登所（園）させ、保育活動を開始し、給食（通常の場合に給食が実施されない日における新2号認定の児童については、給食が実施されないので、弁当）を実施する。ただし、保護者の判断により児童を登所（園）させないことができるものとする。
- ・ 登所（園）の際、職員は保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「保育所等」という。）周辺の安全確認を行う。

ウ 11時00分までに対象防災気象情報が解除された場合 ★

- ・ 給食又は弁当は中止とし、13時00分をめぐりに児童を登所（園）させ、保育活動を開始する。ただし、保護者の判断により児童を登所（園）させないことができるものとする。
- ・ 登所（園）の際、職員は保育所等周辺の安全確認を行う。

- エ 11時00分に対象防災気象情報が継続して発表されている場合
- ・ 終日臨時休所（業）とする。
- (2) 登所（園）時間中（2号認定及び3号認定の児童にあっては7時01分から8時30分まで、新2号認定の児童にあっては7時01分から8時45分まで）に発表された場合 ★
- ・ 児童を一旦登所（園）させた後、9時00分までに各学級等において児童の安否確認を行う。その後は、後記(3)「在所（園）中に発表された場合」のとおりとする。ただし、自宅周辺の状況に応じて、保護者の判断により児童を登所（園）させないことができるものとする。この場合において、保育所等は、保護者に対し、その旨を速やかに保育所等に連絡するよう依頼する。
 - ・ 登所（園）の際、職員は保育所等周辺の安全確認を行う。
- (3) 在所（園）中に発表された場合
- ア 局地的な豪雨等によって危険な状況でない場合（前記1(1)、(2)及び(4)アの対象防災気象情報が発表された場合を除く。）
- ・ 局地的な豪雨等によって危険な状況でない場合は、保育活動を中止するなどして臨時休所（業）とし、危険な状況が到来するまでに早急に児童を降所（園）させる。
 - ・ 降所（園）の際、職員は保育所等周辺の安全確認を行う。
 - ・ 対象防災気象情報が翌日も継続して発表されることが予想される場合は、翌日及び翌々日に関する連絡事項を保護者にメール等により通知する。
- イ 局地的な豪雨等によって危険な状況である場合
- ・ 局地的な豪雨等によって危険な状況である場合は、保育活動を中止するなどして臨時休所（業）とするが、原則として保育所等の安全な場所で児童を待機させる。特別警報（前記1(1)警戒レベル5相当の情報に当たる特別警報及び前記1(4)アのその他の防災気象情報をいう。）が発表された場合は、即時に保育活動を中止し、直ちに命を守る行動を取らせる。
 - ・ 危険な状況が更に続く場合は、児童を安全に保護者へ直接引き渡す。
- ウ 対象防災気象情報が解除された場合
- ・ 在所（園）中に対象防災気象情報が発表され、その後に解除された場合であっても、当日は臨時休所（業）とする。
- (4) その他の場合

ア 香芝市にレベル3大雨警報又は暴風警報が発表されていて、対象防災気象情報への切替えが予想される場合 ★

- ・ 子ども家庭部長からの通達に基づいて、指定の措置時刻（時間帯）において保育活動を中止するなどして臨時休所（業）とし、保護者に連絡の上、児童を降所（園）させる。
- ・ 降所（園）の際、職員は保育所等周辺の安全確認を行う。

イ 前日の段階で対象防災気象情報の発表又はその状況と同等の気象状況が確実に予想される場合 ★

- ・ 子ども家庭部長からの通達に基づいて、指定の対象日及び措置時刻（時間帯）において臨時休所（業）とする。ただし、終日臨時休所（業）とせず、始業時刻を遅らせて保育活動を実施する等の措置を講じる場合がある。

(5) 留意事項

ア 前記★印部分については、子ども家庭部長から別紙1の「気象による臨時休所（業）等に関する通達」を发出する。子ども家庭部長は、各所（園）長に同通達を发出しようとするときは、あらかじめ危機管理監と協議する。

イ 前記(1)から(4)までの事項は、原則的なものであって、これと異なる対応を求める通達を发出することもあるので留意する。

ウ 保育所等は、前記一連の対応が完了したときは、速やかに保育幼稚園課に報告する。

3 香芝市に震度5弱以上の地震が発生した場合

(1) 登所（園）時刻前に発生した場合

ア 前日17時00分から当日7時00分までに発生した場合

- ・ 終日臨時休所（業）とする。

イ 登所（園）開始時刻頃に発生した場合

- ・ 自宅を出発していない児童の登所（園）は見合わせる。
- ・ 終日臨時休所（業）とするが、既に自宅を出発した児童については、後記(2)「登所（園）時間中（2号認定及び3号認定の児童にあっては7時01分から8時30分まで、新2号認定の児童にあっては7時01分から8時45分まで）に発生した場合」のとおりとする。

(2) 登所（園）時間中（2号認定及び3号認定の児童にあっては7時01分から8時30分まで、新2号認定の児童にあっては7時01分から8時45分

まで)に発生した場合

- ・ 終日臨時休所(業)とするが、児童を一旦登所(園)させた後、9時00分までに各学級等において児童の安否確認を行う。その後は、後記(3)「在所(園)中に発生した場合」のとおりとする。ただし、自宅周辺の状況に応じて、保護者の判断により児童を登所(園)させないことができ、また、保育所等よりも自宅の方が近い場合や自宅に戻った方が安全な場合は、自宅に戻ることができるものとする。この場合において、保育所等は、保護者に対し、その旨を速やかに保育所等に連絡するよう依頼する。
- ・ 登所(園)の際、職員は保育所等周辺の安全確認を行う。余震への注意を促し、特に落石や崖崩れが発生しそうな場所、古い建物やブロック塀、神社仏閣などの倒壊のおそれのある灯籠や石碑等などに近づかないようにし、建物等からの落下物にも注意するよう児童に指導し、保護者にも注意喚起する。

(3) 在所(園)中に発生した場合

- ・ 保育活動を中止するなどして臨時休所(業)とするが、原則として保育所等の安全な場所で待機させる。
- ・ 児童は、子ども家庭部長から各所(園)長への指示を待ってから降所(園)させる。子ども家庭部長が各所(園)長に児童の降所(園)の指示をしようとするときは、あらかじめ危機管理監と協議する。
- ・ 降所(園)の際、職員は保育所等周辺の安全確認を行う。

(4) 留意事項

- ア 発生した地震が震度4以下の場合は、通常どおり保育活動を実施し、予定の降所(園)時刻に児童を降所(園)させる。
- イ 前記(1)から(3)までの事項は原則的なものであって、これと異なる対応を求める通達を発出することもあるので留意する。
- ウ 保育所等は、前記一連の対応が完了したときは、速やかに保育幼稚園課に報告する。

4 保育所等施設等被害状況の報告

保育所等は、保育所等の施設及び設備の被害状況について、随時、保育幼稚園課にその概況を報告するとともに、2日以内に報告書を提出する。

5 その他

保育幼稚園課及び保健給食課並びに保育所等は、別紙2の「香芝市に対象防

災気象情報が発表された場合等の対応（2号認定、3号認定及び新2号認定の保護者への発信内容）」及び別紙3の「香芝市に震度5弱以上の地震が発生した場合の対応（2号認定、3号認定及び新2号認定の保護者への発信内容）」により、それぞれの場合の対応を確認するとともに、迅速かつ的確に保護者に通知することができるように送信することとなるメール等の文面をあらかじめ作成する等の準備をしておく。